



目 次	
高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3・19掲示)	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則	3
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	4
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	5
◎教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則	6
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則	6
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	7
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	7
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	10
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	11
◎給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	15
◎平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則	16

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成21年3月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に、「高知県公営企業局長（以下「公営企業局長」という。）」を「公営企業局長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、高知県公営企業局長（以下「公営企業局長」という。）が別に定める。

第4条に次の1項を加える。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間当たり32時間までの範囲内で、公営企業局長が別に定める。

第5条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「育児短時間勤務職員等については必要に応じ当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けるものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、」を「育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について1日につき8時間を超えない範囲内で当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員については1週間ご

との期間について」に改める。

第6条第2項中「勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、」を削り、「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければ」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性等（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

第6条第3項を次のように改める。

3 公営企業局長は、前項本文の場合においては、勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

第6条第9項を同条第11項とし、同条第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項中「前3項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 公営企業局長は、第2項ただし書の場合においては、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにするとともに、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにしなければならない。

5 前2項の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合で、第2号又は第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条の規定に基づく許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命じることができない場合に限り、当該断続的な勤務を命じることができる。

第10条第4項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつ

ては、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときに限り、正規の勤務時間以外の時間において第1項及び第2項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第10条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「再任用短時間勤務職員のうち」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち」、「同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）以外の再任用短時間勤務職員を「同一でない職員」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」については、20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（同一勤務型職員以外の再任用短時間勤務職員については、160時間に第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間（第30条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、第6条第1項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」については、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内、ア及びイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア及びイに掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に改め、同号に次のように加える。

ア 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

イ 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に第4条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等については同条第2項に、再任用短時間勤務職員については同条第3項に、任期付短時間勤務職員については同条第4項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を、それぞれその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

第28条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「又は任期付短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間

(3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

第28条第5項を削り、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「20日」を「20日（第1項各号に掲げる職員については、同項の規定による日数）」に、「残日数」を「残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第3項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては第1項第1号に掲げる日数に第5項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤

務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この号において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型育児短時間勤務以外のものを終える場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務日の日数で除して得た率

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による年次有給休暇の日数が、当該年の初日の勤務形態について第1項第1号の規定により与えられる年次有給休暇の日数に次項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該勤務形態の変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を下回る場合は、当該減じて得た日数とする。

第30条第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項中「（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が4時間以下の場合又は4時間を超え8時間未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

第30条に次の2項を加える。

3 1日を単位とする第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として与えられた第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
 - (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間(8時間を超える場合にあつては、8時間)
 - (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間(8時間を超える場合にあつては、8時間)
- 第35条第5項を次のように改める。

5 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

第37条中「育児休業に」を「育児休業及び育児短時間勤務に」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月19日(掲示済)

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第3号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア(ウ)中「第48条の8第2項」を「第48条の14第2項」に改める。

別表第2国道56号の項中

高知市針木東町1292番1地先から須崎市栄町12番まで
須崎市下分甲303番6から宿毛市野地5番2(愛媛県境)まで

「-----」

を

高知市針木東町1292番1地先から宿毛市野地5番2(愛媛県境)まで

「-----」

に、「須崎市吾井郷字常貞996番1から須崎市下分甲303番6まで(須崎道路)」を「須崎市神田字神母ノ内1757番1から須崎市下分甲303番6まで」に、「四万十市森沢アゾノバタ1312番」を「四万十市右山櫻内2009番4」に改め、同表中

県道土佐山田野市	香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先から香美市土佐山田町宝町一丁目122番1地先まで
----------	---

「-----」

を

県道土佐山田野市	香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先から香美市土佐山田町宝町一丁目122番1地先まで
県道吾井郷下分	須崎市吾井郷字常貞乙1061番1から須崎市栄町18番1まで

「-----」

に改める。

附 則

この規則中第9条第1号ア(ウ)の改正規定及び別表第2国道56号の項の改正規定(「四万十市森沢アゾノバタ1312番」を「四万十市右山櫻内2009番4」に改める部分に限る。)は平成21年3月20日から、同項の改正規定(「四万十市森沢アゾノバタ1312番」を「四万十市右山櫻内2009番4」に改める部分を除く。)は同月29日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第9号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「限る。）」を「限る。)又は育児短時間

勤務(同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をいう。)により現実に職務をとることを要しない期間」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第10号**

**職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「額とし」を「額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に職員の勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合」という。))を乗じて得た額、同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあつてはその額に職員の勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合」という。))を乗じて得た額)としに、「額とする」を「額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職

員」という。) にあつてはその額に職員の勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」という。)を乗じて得た額)とする」に改める。

第6条の4第1項中「第12条」を「第25条」に改め、同条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。) にあつては、8時間に職員の勤務時間条例第3条第2項、公立学校職員の勤務時間条例第3条第2項又は警察職員の勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間条例第3条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第3条第1項又は警察職員の勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(第9条第2項において「再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」という。)」を「育児短時間勤務職員等にあつては8時間に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た時間、再任用短時間勤務職員にあつては8時間に再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては8時間に任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」に改める。

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員にあつては、その額に再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」を「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合」に改める。

(職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年高知県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第3条第2項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第2項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第3条第2項の規定に

より定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項)を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。) にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」と改める。

**第3条** 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(平成19年高知県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。) にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ

て得た額)に」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

通動手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第11号

##### 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年高知県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

別記第2号様式中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第12号

##### 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年高知県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「掲げる額」を「掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。) にあつては、その額に算出率(職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第17条の規定により読み

替えられた職員の条例第5条第1項、警察職員の条例第5条第1項又は公立学校職員の条例第6条第1項に規定する算出率をいう。)を乗じて得た額)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第13号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「第7条第4号において」を「以下」に改める。

第2条第2号中「地方公務員法」を「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で、同法」に、「職員（」を「もの（」に、「いう。）」を「いう。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条の3第1項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改める。

第5条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。第11条第2項第4号において「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第17条の規定により読み替えられた職員の条例第5条第1項、公立学校職員の条例第6条第1項及び警察職員の条例第5条第1項に規定する算出率をいう。第11条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第11条第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

別表第1の1の表中「給料月額（」を「号給（」に、「第4条第3項の規定による」を「第4条第3項（育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に、「第5条第4項の規定による」を「第5条第4項（育児休業条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に改める。

別表第2の2の表中「給料月額及び同条第3項の規定による」を「号給及び同条第3項（育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に、「5号給の給料月額」を「5号給」に、「給料月額及び同条第4項の規定による」を「及び同条第4項（育児休業条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第14号

##### 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休

暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第3条第2項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額をこれらの規定に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日）における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇

に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

- (2) 育児短時間勤務職員等であって、職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額に、」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であって、職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額をこれらの規定に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日）における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第15号

##### 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和46年高知県人事委

員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

県立学校職員の特勤手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第16号

##### 県立学校職員の特勤手当等に関する規則等の一部を改正する規則

（県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部改正）

第1条 県立学校職員の特勤手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの

同項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に」とあるのは、「給料の月額に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と現に」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第4条第2項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は県立学校の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた県立学校に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日）における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額合計額に、」とあるのは、「給料の月額に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、公立学校職員の条例

第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は県立学校の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた県立学校に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日）における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

（県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第2条** 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成14年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「月額」を「月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額）」に改める。

附則第3項に後段として次のように加える。

この場合において、育児短時間勤務職員等である場合にあっては、同日におけるその者の給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定されるものとする。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第17号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては」に、「得た額とし、その」を「得た額と、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあってはその額に同条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に同条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、これらの」に改め、同条第1号中「、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（別表第1及び別表第2において「再任用職員」という。）」を「再任用職員」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第18号**

**管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「第4条第3項」を「第4条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第3号ア中「第5条第4項」を「第5条第4項（職員の育児休業等に関する条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第6条の2 第3条の規定は、条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第8条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第8条の2 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第7条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に条例第8条第1項に規定する許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

第9条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）又は同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に、「再任用短時間勤務職員の」を「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の」に改める。

第11条第1項中「20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間（第13条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、条例第3条第2項に規定する4週間を超えない期間にお

けるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては条例第3条第2項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数を、再任用短時間勤務職員等にあつては条例第3条第3項又は第4項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

第11条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に、「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「である場合」を「又は任期付短時間勤務職員である場合」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第10項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間
- (3) 不齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

第11条第9項を削り、同条第8項を同条第10項とし、同条第7項中「20日」を「20日（第1項各号に掲げる職員にあつては、同項の規定による日数）」に、「残日数」を「残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に第7項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次

の2項を加える。

7 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする齊一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が齊一型育児短時間勤務若しくは齊一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が齊一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この号において「不齊一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不齊一型育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務職員等が不齊一型育児短時間勤務若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務のうち齊一型短時間勤務以外のものを終える場合、齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不齊一型育児短時間勤務を始める場合又は不齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて齊一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務日の

日数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務日の日数で除して得た率

8 前項の規定にかかわらず、同項の規定による年次有給休暇の日数が、当該年の初日の勤務形態について条例第13条第1項第1号の規定により与えられる年次有給休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該勤務形態の変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を下回る場合は、当該減じて得た日数とする。

第13条第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項中「（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が4時間以下の場合又は4時間を超え8時間未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

第13条に次の2項を加える。

3 1日を単位とする第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として与えられた第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間（8時間を超える場合にあつては、8時間）
- (3) 不齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間（8時間を超える場合にあつては、8時間）

第18条第3項を次のように改める。

3 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間
- (3) 不齊一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第20号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第5条の2 第2条の規定は、条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第6条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に条例第8条第1項に規定する許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

第8条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員」という。）又は同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」に、「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。））」に改める。

第10条第1項中「20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。））以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定により定め

られたその者の勤務時間（第12条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、条例第3条第2項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等にあっては条例第3条第2項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数を、再任用短時間勤務職員等にあっては条例第3条第3項又は第4項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

第10条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に、「第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「である場合」を「又は任期付短時間勤務職員である場合」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間

(3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

第10条第8項を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「20日」を「20日（第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）」に、「残日数」を「残日数（当該年の翌

年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第6項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数）」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるとき当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この号において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉

一型育児短時間勤務を始める場合又は不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務日の日数で除して得た率

7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による年次有給休暇の日数が、当該年の初日の勤務形態について条例第13条第1項第1号の規定により与えられる年次有給休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該勤務形態の変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を下回る場合は、当該減じて得た日数とする。

第12条第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項中「（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が4時間以下の場合又は4時間を超え8時間未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

第12条に次の2項を加える。

3 1日を単位とする第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として与えられた第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）

第17条第3項を次のように改める。

3 1時間を単位として与えられた組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤

務時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第21号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第5条の2 第2条の規定は、条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第6条第1項第2号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に条例第8条第1項に規定する許可を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

第8条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。））」に、「再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）の」に改める。

第10条第1項中「20日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの

勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員（以下「同一勤務型職員」という。）以外の再任用短時間勤務職員にあっては、160時間に条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間（第12条第2項において「1週間当たりの勤務時間」という。）を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、条例第3条第2項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日数で除して得た時間数（以下「1日当たりの平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 160時間に条例第3条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間（育児短時間勤務職員等にあっては条例第3条第2項に規定するその者の1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数を、再任用短時間勤務職員等にあっては条例第3条第3項又は第4項に規定する4週間を超えない期間におけるその者の勤務時間を当該期間における勤務日の日数で除して得た時間数をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

第10条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に、「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に、「である場合」を「又は任期付短時間勤務職員である場合」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「再任用職員又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間

第10条第8項を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「20日」を「20日（第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）」に、「残日数」を「残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に第6項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数）」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下この条において「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この号において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合、育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しく

は地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務日の日数で除して得た率

7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による年次有給休暇の日数が、当該年の初日の勤務形態について条例第13条第1項第1号の規定により与えられる年次有給休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から当該年において当該勤務形態の変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数を下回る場合は、当該減じて得た日数とする。

第12条第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項中「（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等の特別休暇のうち同項の表の8の項の休暇の承認を与える期間については同項に掲げる日数に1週間当たりの勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）を超えない範囲内とし、同項の表の15の項の休暇の承認を与える期間については1日の勤務時間の時間数が4時間以下の場合又は4時間を超え8時間未満の場合で当該生児が生後1年に達しているときは、1日1回とする。

第12条に次の2項を加える。

3 1日を単位とする第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として与えられた第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）
- (3) 不斉一型短時間勤務職員 勤務日の1日当たりの平均勤務時間（8時間を超える場合にあっては、8時間）

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第22号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条中「第3条第4号」を「第3条第4号又は第11条第5号」に改める。

第5条中「第12条」を「第25条」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の5条を加える。

（特別の勤務の形態における育児短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第9条 育児休業条例第12条各号の人事委員会規則で定める日数は12日とし、同条各号の人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第10条 育児休業条例第13条の育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第11条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。

（任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第12条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。）の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

（部分休業の承認の請求手続）

第13条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の部分休業の承認の請求について準用する。

第4条の見出し中「勤勉手当」を「育児休業をしている職員の勤勉手当」に改め、同条第1号ウ中「部分休業」を「部分休業（以下「部分休業」という。）」に改め、同条を第8条とする。

第3条の見出し中「期末手当」を「育児休業をしている職員の期末手当」に改め、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

（育児休業等計画書）

第3条 育児休業条例第3条第4号又は第11条第5号の育児休業等計画書は、別記第1号様式のとおりとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認（期間延長）請求書（別記第2号様式）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第5条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第6条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 育児休業条例第5条第1号に掲げる事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（別記第3号様式）により行うものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。本則に次の1条を加える。

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第15条 第11条の規定は、部分休業について準用する。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記

第1号様式（第3条関係）

育児休業等計画書			
任命権者		年 月 日	
様		所属	
		職名	
		氏名 ㊟	
職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
記			
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
5 備考			

注 1 この育児休業等計画書は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出する。

2 「請求期間」欄は、育児休業承認（期間延長）請求書又は育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入する請求期間を記入する。

3 「養育予定期間」欄は、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）を記入する。

4 「子を養育するための方法」欄は、養育予定期間における子を養育するための方法を記入する。

5 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入する。

6 変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみを記入する。

7 該当するものの□には、L印を付ける。

第4号様式（第10条関係）

育児短時間勤務承認（期間延長）請求書										
任命権者		年 月 日								
様										
		所属 職名 氏名	㊟							
下記のとおり育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。										
記										
1 請求に係る子		2 請求者以外の請求に係る子の親								
氏名		氏名								
請求者との続柄		請求に係る子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居							
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認									
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで									
5 勤務の形態	週 時間勤務 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）									
勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）									
6 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで									
7 特別の事情										
8 備考										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主管課長</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">所属長経由欄</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>				主管課長			所属長経由欄			
主管課長			所属長経由欄							
※所属長意見欄 上記のとおり進達します。										
年 月 日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>										
申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認とする。										
年 月 日										
受理年月日		年 月 日								
決裁年月日		年 月 日								
任命権者										
㊟										

注 1 「7 特別の事情」欄は、再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入する。
 2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入する。
 3 該当するものの口には、ㄥ印を付ける。

第5号様式（第13条関係）

部分休業承認請求書										
任命権者		年 月 日								
様										
		所属 職名 氏名	㊟							
下記のとおりで部分休業の承認を請求します。										
記										
1 請求に係る子		2 請求者以外の請求に係る子の親								
氏名		氏名								
請求者との続柄		請求に係る子との同居又は別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居							
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
3 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） （託児時間：時 分～時 分） （託児時間：時 分～時 分）									
4 通勤時間	時間 分（託児先を経由する時間を含む。）									
5 請求期間及び時間	期間		時間							
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分							
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分							
6 備考										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主管課長</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">所属長経由欄</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>				主管課長			所属長経由欄			
主管課長			所属長経由欄							
※所属長意見欄 上記のとおり進達します。										
年 月 日										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>										
申請のあった部分休業については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認とする。										
年 月 日										
受理年月日		年 月 日								
決裁年月日		年 月 日								
任命権者										
㊟										

注 該当するものの口には、ㄥ印を付ける。

(裏面)

月 日	部分休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成21年高知県条例第19号）附則第2項の規定により、同条例の施行の前において、同日以後において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をするため、同条第3項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定の例により、当該承認を請求することができる。



給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第23号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（平成3年法律第110号）」を「（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第4条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「職員の勤務時間条例第3条第2項、公立学校職員の勤務時間条例第3条第2項又は警察職員の勤務時間条例第3条第2項」を「職員の勤務時間条例第3条第3項、公立学校職員の勤務時間条例第3条第3項又は警察職員の勤務時間条例第3条第3項」に改め、同条を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、算出率（職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第5条第1項、公立学校職員の給与に

関する条例第6条第1項又は警察職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する算出率をいう。)を乗じて得た額
イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第24号

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則（平成19年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経過措置」を「経過措置その他職員の改正条例、公立学校職員の改正条例及び警察職員の改正条例の施行」に改める。

第4条中「その差額」を「その差額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第5条第1項、公立学校職員の給与に関する条例第6条第1項又は警察職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、育児短時間勤務職員等について職員の改正条例附則第3項、公立学校職員の改正条例附則第3項又は警察職員の改正条例附則第3項の規定を適用する場合には、職員の改正条例附則第3項中「その差額」とあるのは「その差額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額」と、公立学校職員の改正条例附則第3項中「その差額」とあるのは「その差額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた公立学校職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額」と、警察職員の改正条例附則第

3項中「その差額」とあるのは「その差額に算出率（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えられた警察職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する算出率をいう。）を乗じて得た額」とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。